

「低所得の子育て世帯生活応援特別給付金」のご案内

低所得の子育て世帯の支援のため、県独自の給付金を支給します！

1. 支給対象者

A：ひとり親世帯等の方

■以下の①又は②に該当する方

- ① 令和8年1月分の児童扶養手当を受給されている方
- ② 公的年金等を受給していることにより、令和8年1月分の児童扶養手当の支給を受けていない方
(「公的年金等」には、遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償などが該当します。)

B：ふたり親世帯等の方

■以下の①②の両方に該当する方

- ① 令和8年1月分の児童手当を受給されている方
- ② 令和7年度の住民税均等割が非課税の方

2. 支給額

児童1人当たり一律 **5万円** (1回限り)

■支給手続きについては裏面に掲載しています。必ずご確認ください。

*お問い合わせは、下記までお電話ください。

【問い合わせ先】

取手市 こども政策課

電話:0297-74-2141（内線1941）

（受付時間：平日9:00～17:00）

裏面に続きます。必ずご確認ください！

3. 給付金の支給手続き

- 児童扶養手当受給者の方（表面1のAの①に該当）
- 児童手当受給者で住民税均等割が非課税の方（表面1のBに該当）

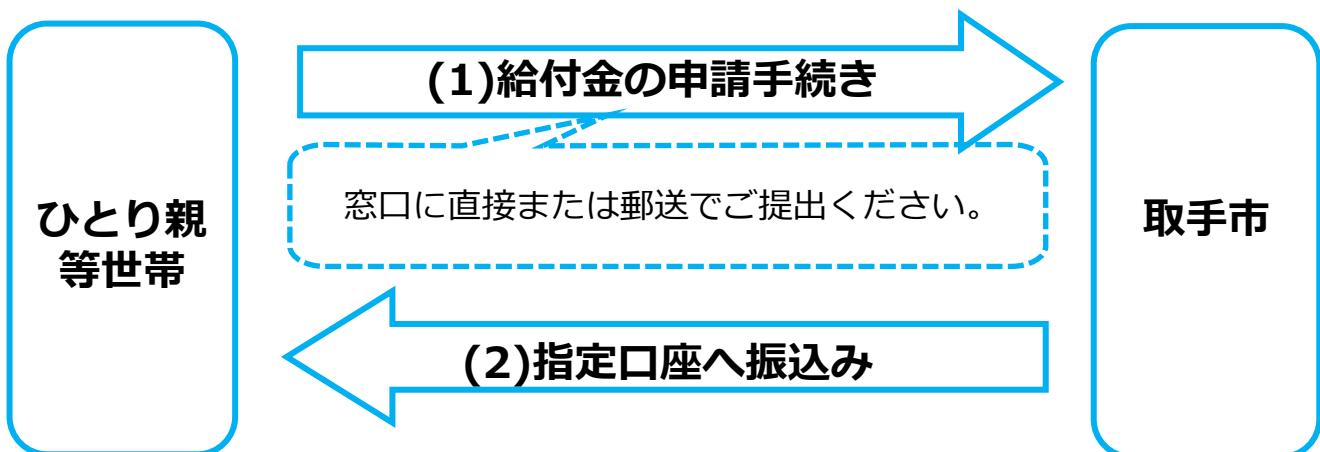
- ▶ 給付金は、申請不要で受け取れます。
- ▶ **3月中（予定）**に、令和8年1月分の児童扶養手当または児童手当を受給している口座に振り込みます。

【ご注意ください】

- ※ 給付金の受給を希望しない場合は、問い合わせ先までご連絡ください。
- ※ 児童扶養手当または児童手当の支給に当たって指定していた口座を解約しているなど、給付金の支給に支障が出る恐れがある場合は、問い合わせ先までご連絡ください。

- ひとり親等で児童扶養手当を受給していない方（表面1のAの②に該当）

- ▶ 給付金を受け取るには、申請が必要です。
申請期限は、**令和8年4月30日まで**です。
- ▶ 申請書に振込先口座などを記入して、必要書類とともに取手市こども政策課の窓口に直接、または郵送でご提出ください。
- ▶ 給付金の支給要件に該当する方に対して、申請内容を確認して指定口座に振り込みます。



**「低所得の子育て世帯生活応援特別給付金」に関する
“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。**

ご自宅や職場などに県・市町村などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署（または警察相談専用電話（#9110））にご連絡ください。